

第1 制度の概要

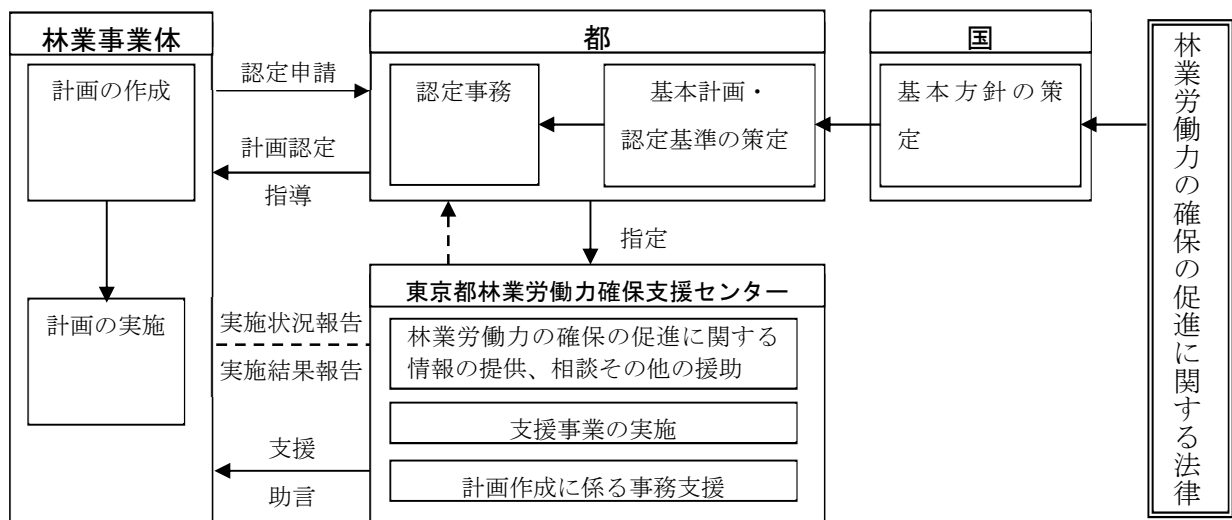
1 認定事業体制度とは

「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年制定）」の規定に基づき、事業主が作成する継続的・一体的な改善に関する計画を東京都が認定し、実施支援する制度です。

都内に事業所を有し、造林や育林、素材生産を営む事業主は、「雇用管理の改善」と「事業の合理化」に一体的に取り組む計画（以下、改善計画）を作成し、都知事の認定を受けることができます。都知事に改善計画が認定されると、その事業主が営む事業体は、改善計画の計画期間、都内において「認定事業体」となります。

都知事は、東京都林業労働力確保支援センター（以下、センター）と協力しながら、認定事業体に対して改善計画の達成に向けた支援施策を講ずることにより、林業労働力の受け皿となる林業事業体の育成・強化を図ります。

【制度の仕組み】



2 計画の内容

林業労働者を確保していくためには、他産業並みの労働条件の確保等の「雇用管理の改善」に努めることが必要ですが、その実効性を確保し、林業労働者を定着させるためには、事業量の安定的確保や生産性の向上等の「事業の合理化」を図っていく必要があります。このことから、改善計画は、「雇用管理の改善」と「事業の合理化」の双方について作成することとしています。

認定事業体は、計画する改善項目ごとに、5年後の改善目標を設定し、取り組むこととなります。

	改善項目	改善措置の例
雇用管理の改善	雇用の安定化	常用労働者の割合の向上、月給制の労働者の割合の向上など
	労働条件の改善	週所定労働時間の短縮、休日数の増加、特殊健康診断受診率の拡大・向上など
	募集・採用の改善	センターによる委託募集の活用（共同申請の場合に限る）、合同求人説明会への参加など
	教育訓練の充実	OJT 研修、OFFJT 研修の実施など
	高年齢労働者の活躍の促進	定年の引き上げ、高年齢労働者に配慮した企画・事業の導入など
	その他の雇用管理の改善	雇用管理者の選任、退職金共済制度への加入促進、職場内の安全意識の向上など
事業の合理化	事業量の安定的確保	施業集約化の取組の実施、事業量の増加、事業内容の多角化など
	生産性の向上	高性能林業機械の導入など
	キャリア形成支援	フォレストワーカーや森林施業プランナー等の技術者育成、路網整備や高性能林業機械に関する研修受講など
	その他の事業の合理化	上記以外の改善措置

3 認定事業体の優遇措置

(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく優遇措置

項目	内容
林業・木材産業改善資金の特例措置	改善計画に従って保健施設（休憩室やシャワー施設など）を設置する場合、償還期間が延長（10年以内→15年以内）されます。
国有林野事業における配慮	国有林野事業に係る森林施業の実施にあたって配慮されます。
林業労働者の委託募集の特例措置	センターに林業労働者の募集を委託できます。 ※センターと共同申請する場合に限る

(2) 認定事業体を要件とする、又は優遇する支援事業

項目	内容
「緑の雇用」新規就労者育成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容 林業就業に意欲ある若者等を雇用して行う、作業実態等の理解を図るための「トライアル雇用（3カ月程度）」と3年間のOJT研修・集合研修により、基本的な技術を習得するための「林業作業士（フォレストワーカー）研修」等に必要な経費の支援が受けられます。 ・優遇の内容 認定事業体が対象者の要件となっています。
林業労働環境整備事業のうち 林業機械レンタル料の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・林業機械のレンタルに係る費用について、助成を受けられます。（助成率1/2以内） ・優遇の内容 認定事業体が対象者の要件となっています。（その他、集約化施業等を行うものも対象者となれます。）
林業事業体のレベルアッププロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容 基盤整備、労働安全対策及び人材育成についてのレベルアップ計画を作成・実施する林業事業体は、計画実施に必要な各種経費について助成を受けられます。 ・優遇の内容 助成率が、一般の林業事業体が1/2以内のところ、認定事業体は2/3以内となります。また、認定事業体に限定したメニューもあります。（大型機械購入費助成等）

第2 計画の作成と認定

1 対象事業主

まず、計画を作成する前に、雇用管理の改善や事業の合理化に関する現状の課題や問題点を把握することが重要です。その上で、単独で計画すべきか、他の事業体やセンターと共同で計画すべきかを判断する必要があります。

認定の申請を行うには、次表の3つの要件を満たしていなければなりません。

	要件
1	林業労働者を雇用して造林業、育林業又は素材生産業（以下、林業）を営むこと。
2	都内に林業を営む事業所を有していること。
3	法定義務を満たしていること。 ※東京都林業事業体手続要領別紙1「目標水準」に記載の実施項目のうち、【法定義務】とある項目の対象者は、申請前にその【法定義務】の項目を達成している必要があります。

2 計画の範囲

改善計画は事業主の経営全体に着目した制度なので、事業主の経営全体について改善計画を作成する必要があります。

基本的には・・・

○事業主が経営する事業所が複数ある場合や、林業以外の事業を営む場合でも、林業以外の事業も含め、経営全体について同一の改善計画を作成してください。

○事業主が経営する事業所が、都内の他に他道府県に所在する場合には、都知事の他、事業所が所在するそれぞれの道府県知事に対しても、同一の改善計画を提出する必要があります。

ただし・・・

○林業以外の事業を併せ営む事業主で、林業と林業以外の事業において、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はありません。

○また、林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はありません。

3 認定に必要な書類、提出先等

認定事業体制度で使用する様式は、「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」と都の要領に規定されている様式です。(9ページ参照)

申請期日	改善措置実施計画の始期の3週間前までに申請してください。 (改善措置実施計画の始期の3カ月前までにセンター又は森林事務所に計画作成の相談をしてください。)
申請書類	<p>【単独申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式1、様式2及び宣誓書 現在認定を受け、引き続き次期改善計画を作成する場合は様式14(見込み) 添付書類として、登記事項証明書、納税証明書、雇用に関する文書(交付している場合)、社会・労働保険等への加入を証する書類、就業規則、無災害記録証、貸借対照表(過去3年分)、損益計算書(過去3年分)及び他県の認定を受けている場合はその計画と認定通知。(すべて写し) <p>【共同申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様式3、様式4及び宣誓書 現在認定を受け、引き続き次期改善計画を作成する場合は様式14(見込み) 構成員ごとの、添付書類(単独申請時と同様の添付書類) <p>※個人事業主の方は、登記事項証明書の代わりに住民票を添付してください。 ※納税証明書の添付は次のとおりです。 法人：法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税(都税) 個人：申告所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税(都税) ※就業規則及び社会・労働保険等の加入を証する書類については、法定義務の対象にあたらない場合で、作成又は加入していない場合は、添付を要しません。 ※無災害記録証は授与されている場合に添付してください。 ※貸借対照表及び損益計算書については、起業したばかり等で過去3年分存在しない場合は、存在する分について添付してください。 ※その他、計画の内容を証する書類等を確認させていただく場合があります。</p>
提出部数	様式1～様式4は、原本と写し3部の計4部。添付書類は写し1部
提出先	<p>改善措置を実施する事業所の所在地に従い、以下の事務所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 23区内に事業所がある場合は、は産業労働局農林水産部森林課 多摩地域に事業所がある場合は、森林事務所森林産業課 島しょ地域に事業所がある場合は、各支庁産業課 <p>※複数の事業所を有する事業主については、改善措置を実施する事業所のうち主たる事業所が所在する地域を管轄する事務所に提出してください。 ※共同申請については、代表者の事業所が所在する事務所に提出してください。</p>
書類作成の相談先	センターでは、申請書類の事務的な作成支援を行っています。 改善措置の内容については、都の指導を受ける必要があります。

4 計画記載方法と認定の基準

(1) 計画記載方法

様式中の（記載要領）と併せ、記載例（11ページ参照）も参考に作成してください。

(2) 認定の基準

計画の内容が法第5条第3項各号の他、次の認定基準に適合する場合に認定します。

- ① 改善計画は、「雇用管理の改善」及び「事業の合理化」の双方の改善措置についての計画であること。
- ② 東京都林業事業体認定手続要領別紙1に定める目標水準（39ページ参照）を参考にし、目標値が現状より改善する計画であること。
- ③ 申請者の経営能力、資金計画等を総合的に見て実現性が高いものであること。
- ④ 共同認定の場合には、その構成員である各事業主が、同一の改善措置に向けた取り組みを行うものであること。
- ⑤ 改善計画の実施期間は概ね5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）であること。なお、認定の日から事業年度の末日までが1年間に満たない場合であっても、その間を1年次とする。

法第5条第3項各号の内容

1. 改善措置の目標、内容、実施時期が「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に適合していること
2. 改善措置の内容、実施時期、実施に必要な資金の額及びその調達方法が、改善措置の目標を確実に達成するために適切であること。
3. センターに募集委託する場合、募集する労働条件、内容が適切であり、労働者の利益に反しないものであること。
4. 改善措置の実施が、以下のアからエまでに掲げる事項の適切な管理に寄与するものであること。
 - ア 林業労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
 - イ 林業労働者の教育訓練に関する事項
 - ウ 労働者名簿及び賃金台帳に関する事
 - エ 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他林業労働者の福利厚生に関する事
5. 雇い入れた林業労働者に対して、当該事業主等の氏名又は名称、その雇入れに係る事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容並びに雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関する事項を明らかにした文書の交付の明確化に寄与するものであること。

※上表5について、新たに人を雇い入れる場合は、事業主の氏名や雇用期間等を記した雇入通知書を交付する計画を作成する必要がありますのでご注意ください。

第3 認定後の手続き

1 実施状況の報告

改善措置の実施状況を毎年報告してください。改善措置が計画どおり順調に取り組まれているか、また、取り組むうえで新たな課題が発生していないかなどを確認しながら目標達成に向けて実施していきます。

- 毎年、改善措置の実施状況を報告してください。
 - 報告の期日は、毎計画年次の終了後、3カ月以内です。
 - 提出先は、センターです。
 - 様式13「改善措置実施状況報告書」を3部提出してください。
 - 添付書類として、雇用に関する文書の様式（交付している場合）及び社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写しを1部提出してください。
- ※その他、実施状況の内容を証する書類等を確認させていただく場合があります。

2 計画の変更

計画内容等に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。

次の事項に該当する場合は、様式7「改善措置計画変更認定申請書」を提出してください。

- ・ 改善措置の目標を変更する場合（ただし、「事業規模の拡大」及び「労働生産性の向上」についての改善措置の、事業年度の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減を除く）
- ・ 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- ・ 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
- ・ 改善計画の実施期間を変更する場合（ただし、計画年度終期と事業年度終期にずれが生じている場合における、6ヶ月を超えない範囲の増減については、軽微な変更とする）
- ・ 改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更を除く）
- ・ 改善措置の実施に係る資金計画について、各内訳毎の設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

上記以外の軽微な変更は、様式8「改善措置計画変更届出書」によります。

- 提出先は、認定を申請した事務所です。
- 提出部数は、原本と写し3部の計4部です。
- 様式7には、変更後の内容を記載した様式2を添付してください。また、共同改善計画の認定事業主の場合は、様式4も添付してください。

3 計画の終了

認定計画の実施期間が終了した時は、実施結果の報告をしてください。

○報告の期日は、実施期間終了後、3カ月以内です。

○提出先は、センターです。

○様式13「改善措置実施状況報告書」と様式14「改善措置実施結果報告書」を3部提出してください。

○添付書類として、雇用に関する文書の様式（交付している場合）及び社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類の写しを1部提出してください。

※その他、実施結果の内容を証する書類等を確認させていただく場合があります。

4 計画の取消

次の事項に該当する場合、知事は認定を取り消すことができます。

（東京都林業事業体認定要綱第2の4）

- ・ 認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認められる場合。
- ・ 認定基準を満たさなくなると認められる場合

また、次の場合は、認定取消後、1年間申請ができません。

（東京都林業事業体認定手続要領第7）

- ・ 認定事業体が、申請や実施状況及び結果報告について、虚偽の報告を行った場合
- ・ 認定事業体が、再三の指導に関わらず、実施状況及び結果報告を行わない場合
- ・ 特段の事情も無く、年間1haの森林整備を実施しない場合
- ・ その他、悪質な場合で取消に値すると認められる場合

なお、事業を廃止した場合などで、認定の取消を申し出たい事業主は、任意様式にその旨を記載し、認定の申請をした事務所に提出してください。

（東京都林業事業体認定要綱第2の4の、「認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなると認められる場合」とみなして認定を取消します。）

添付資料

1	提出様式	10
---	------	-------	----

（「林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について」に規定される様式）

様式1	申請書（単独申請用）（記載例）	10
様式2	計画書（単独申請用）（記載例）	11
様式3	申請書（共同申請用）	25
様式4	計画書（共同申請用）	26
様式7	改善措置計画変更認定申請書	29
様式8	改善措置計画変更届出書	30
様式13	改善措置実施状況報告書	31
様式14	改善措置実施結果報告書	37

（「東京都林業事業体認定手続き要領」に規定される様式）

宣誓書	38
-----	-------	----

2	目標水準	39
---	------	-------	----

